

葬祭事業のご案内

川 口 市

目 次

【葬祭事業の利用について】

葬祭事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
利用できるかた・・・・・・・・・・・・・・・・	1
葬儀の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
基本仕様と費用・・・・・・・・・・・・・・・・	2
基本仕様に含まれる葬具やサービス・・・・・・・・	3
申し込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・	4

【川口市めぐりの森（火葬場）について】・・・・・・・・ 5

【諸手続について】

戸籍に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・	6
住民異動に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・	6
国民健康保険に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・	7
後期高齢者医療制度に関する手続・・・・・・・・	8
介護保険に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・	8
年金に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・	9
お問い合わせ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	10

葬祭事業の利用について

川口市では、市民福祉の向上の観点から、亡くなられたかたに礼を尽くし、できるだけ経費をかけないで葬儀ができるよう、葬祭事業を行っています。

葬祭事業の概要

葬祭事業では、葬儀に必要な最小限の内容（葬具やサービス）をまとめた、2種類の基本仕様を設定しています。葬祭事業を利用される場合は、この2種類の基本仕様から、いずれかを選択してください。

2種類の基本仕様は定額制で、費用の一部を市が補助しますので、通常より低廉な費用で葬儀を行うことができます。

なお、葬儀については、市から登録を受けた葬祭業者が実施します。

利用できるかた

申請者（施主）又は死亡者が川口市民（川口市に住民登録のあるかた）であり、川口市めぐりの森で火葬を行うかたがご利用できます。

なお、生活保護法に基づく葬祭扶助を受けて行う葬儀については、葬祭事業をご利用いただくことはできません。

葬儀の内容

➤ 葬祭事業で提供される葬儀の内容について

葬祭事業で提供される葬儀の内容は、次の5項目及びこれらの実施に当たり必要となる作業一式です。

- ① 祭壇及び通夜、告別式等に必要な用具の提供
- ② 遺体安置及び棺の提供
- ③ 霊きゅう自動車又は寝台車による遺体の搬送（通夜、告別式等の会場又は遺体安置場所から火葬場まで）
- ④ 火葬に必要な用具の提供
- ⑤ その他付属品の提供

➤ 葬祭事業に含まれる具体的な葬具やサービスについて

葬祭事業の基本仕様には、この5項目の内容を行うために必要な葬具やサービスが含まれています。それぞれの項目の具体的な葬具やサービス、数量については、3ページをご覧ください。

基本仕様と費用

葬祭事業の２種類の基本仕様とその費用は、次のとおりです。費用については、利用されたかたが葬儀を実施した葬祭業者へ直接お支払いください。

【仕様１】

対象：通夜、告別式等を行うかた

費用：２３１，０００円（税込）

（これとは別に４０，０００円を
市が葬祭業者に補助します。）

条件：「葬儀の内容」①～⑤を
すべて利用すること

【仕様２】

対象：火葬のみを行うかた

費用：１４３，０００円（税込）

（これとは別に２０，０００円を
市が葬祭業者に補助します。）

条件：「葬儀の内容」のうち、
②～⑤を利用すること

葬儀の実施に当たっては、内容により次のような葬具やサービスが必要になりますが、葬祭事業の基本仕様に含まれていないものについては、別途費用をお支払いいただく必要があります。

基本仕様に 含まれるもの	別途費用が必要なもの		
【川口市葬祭事業】 祭壇 通夜、告別式等用具 遺体安置 棺及び付属品 霊きゅう自動車 骨箱・骨つぼ その他付属品 作業一式	【葬祭業者独自提供】 病院等からの搬送 式場使用料 司会進行 供花 遺影写真 料理・飲み物 会葬礼状・お返し マイクロバスなど	【川口市めぐりの森】 （火葬場） 火葬料	【寺院等】 読経料 戒名料
仕様１：２３１，０００円 仕様２：１４３，０００円 ※いずれも税込	葬儀内容・葬祭業者 により異なります。	１２歳以上：３０，０００円 １２歳未満：１５，０００円 ※いずれも市内料金	寺院等により 異なります。

葬祭業者等が独自に提供する葬具やサービスは、葬祭業者ごとにその内容や金額が異なりますので、見積りをとるなど事前によくご確認ください。

基本仕様に含まれる葬具やサービス

事 項	内 訳	単 位	
①祭壇及び通夜、告別式等に必要な用具の提供	白木祭壇又は生花祭壇（後幕及び棺台を含む）（※１）	１基	仕様 1
	祭壇用供物（盛菓子）（※２）	１対	
	焼香用具（焼香用香炉、抹香、香炭及び焼香机）	一式	
	小物（会葬帳、香典帳、供花帳及び筆記用具）	一式	
	後飾（祭壇、線香用香炉、蠟台及び鈴）	一式	
②遺体安置及び棺の提供	遺体安置（※３）	２日	仕様 2
	棺（木棺又は布棺）	１基	
	棺付属品（内装、防水紙、かたびら、布団、数珠、杖、笠、足袋及び草履）	一式	
③霊きゅう自動車又は寝台車による遺体の搬送（※４）	普通車バン型、ワンボックス型又は洋型（※５）	１台	
④火葬に必要な用具の提供	骨箱及び骨つぼ（白つぼ）（※６）	一式	
⑤その他付属品の提供	白木仮位牌	１基	
	枕飾り（枕机、線香用香炉、蠟台及び鈴）	一式	
	線香	１箱	
	ろうそく	１箱	

※１ 横幅１．５メートル以上で、かつ、白木祭壇については３段飾り以上、生花祭壇については１段飾り以上又はこれと同等程度のものとする。

※２ 砂糖菓子若しくは落雁又はこれと同等程度のものとする。

※３ 保冷施設又はドライアイスによる安置とする。

※４ 仕様１においては、通夜、告別式等を実施した場所から火葬場まで、仕様２においては、遺体安置場所から火葬場まで。

※５ 川口市めぐりの森に乗り入れ可能な車種とする。

※６ 川口市めぐりの森で販売する骨箱及び骨つぼ

★ なお、宗派等の都合により、葬具やサービスの一部を変更又は使用しないことも可能です。詳しくは、葬祭業者にご相談ください。

申し込み方法

① 利用する葬祭業者を決めてください。

「葬祭事業登録業者一覧表」から葬祭業者をお選びください。

葬儀の実施に当たっては、葬祭事業で提供される内容以外に、規模や形態により、葬祭業者等が独自で提供する葬具やサービスが必要になることがあります。

② 葬祭業者に連絡し、葬儀の詳細を決めてください。

葬祭業者に連絡し、「川口市の葬祭事業を利用したい」と伝え、葬儀の日程や詳細について十分に打ち合わせをしてください。

葬祭業者等が独自に提供する葬具やサービスは、葬祭業者ごとにその内容や金額が異なりますので、見積りをとるなど事前によくご確認ください。

③ 葬祭業者が市への申請手続きを行います。

葬祭業者が利用されるかたに代わって、市への申請手続きを行います。市への連絡調整は葬祭業者が行いますので、利用されるかたが、直接市と連絡調整する必要はありません。

手続きが完了すると、市から「川口市葬祭事業適用承認書」が交付されます。

★ 申し込み完了です。

川口市めぐりの森（火葬場）について

1 使用料（火葬料）について

区分	単位	使用料	
		市内	市外
死体（12歳以上）	1 体	30,000円	100,000円
死体（12歳未満）	1 体	15,000円	50,000円
妊娠4月以上の死胎	1 胎	15,000円	50,000円
改葬遺骨	1 件	7,500円	25,000円
妊娠4月未満の死胎 又は身体の一部	1 胎又は1 件	7,500円	25,000円

※市内料金は、死亡者等又は利用者の住所が川口市内の場合に適用されます。

※利用者が川口市で生活保護を受給している場合、使用料が免除されます。

※公営の施設ですので、お心付け等の金品を受け取ることは一切ありません。

2 待合室について

20名部屋を6室、48名部屋を7室設置しています。

料金は、使用料（火葬料）に含まれています。



川口市めぐりの森 HP

3 所在地等

〒333-0826 川口市新井宿 430-1 ☎048（242）5414



※川口市めぐりの森は、指定管理者「株式会社川口斎苑サービス」が管理運営しています。

諸手続について

一般的な内容について記載しておりますので、詳細は担当にお問い合わせください。

戸籍に関する手続

○ 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に、亡くなられたかたの親族・同居者・後見人等届出人資格のあるかたが、亡くなられたかたの本籍地または届出人の所在地、あるいは死亡した場所の市（区）役所・町村役場に届け出てください。

手続きに必要なもの

- ・ 届書1通（医師による死亡診断書または死体検案書が記載されているもの）

○ 埋火葬許可

死亡届を提出すると交付されます。火葬のときに必要となりますので、忘れずにお受け取りください。

住民異動に関する手続

○ 世帯主変更届

世帯主であったかたが亡くなられてから14日以内に、世帯員が市民課または各支所・各行政センターに届け出てください。

- ※ 亡くなられたかたを含め3人以上の世帯が対象となります。
1人または2人世帯のかたは必要ございません。

手続きに必要なもの

- ・ 届出人本人を確認できる証明書
（マイナンバーカード・運転免許証等の顔写真付身分証明書は1点、健康保険証、銀行等の通帳などの場合2点）

- ※ 手続きされるかたが世帯員以外（代理人）の場合は、委任状が必要になります。

お問い合わせ先：市民課

死亡届・埋火葬許可について 戸籍係（直通048-258-1200）

世帯主変更届について 記録係（直通048-258-7923）

国民健康保険に関する手続

○ 国民健康保険からの脱退・世帯主の変更

国民健康保険に加入されているかたが亡くなられたとき、14日以内に国民健康保険課、各支所または各行政センターに届け出をしてください。なお、亡くなられたかたが世帯主であった場合は、併せて世帯主変更の手続きも必要になります。西川口駅連絡室、蕨駅前芝連絡室、鳩ヶ谷駅連絡室では届け出できません。

手続きに必要なもの

- ・ 亡くなられたかたのマイナンバーカード、国民健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか
 - ・ 亡くなられたかた及び世帯主のマイナンバーがわかるもの
 - ・ 来庁されるかたの顔写真付の公的な身分証明書（マイナンバーカードなど）
- ※ 他市区町村に死亡届を提出した場合は、亡くなられたかたの死亡を証明するものが必要となる場合があります。
- ※ 亡くなられたかたと同一世帯以外のかたが手続きされる場合は、同一世帯のかたの委任状が必要になります。

○ 葬祭費

国民健康保険に加入されているかたが亡くなられたとき、葬祭執行者（喪主）に葬祭費5万円が支給されます。

手続きに必要なもの

- ・ 亡くなられたかたのマイナンバーカード、国民健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか
 - ・ 来庁されるかたの本人確認書類（マイナンバーカードなど）
 - ・ 葬祭を行った証明となるものの原本（会葬礼状、葬儀の領収書など）
- ※ 領収書は葬祭執行者及び亡くなられたかたのフルネームがわかるもの
- ・ 葬祭執行者の口座情報がわかるもの（通帳など）
 - ・ 委任状（葬祭執行者以外のかたが来庁される場合）
- ※ 委任者（葬祭執行者）本人による署名が必要です。

入金方法

申請受付約3週間後、口座に振込予定。

※ 保険税が未納のかたは、国保収納課で納付相談をしていただく場合があります。

お問い合わせ先：国民健康保険課

脱退・世帯主変更について 資格第１・第２係（直通０４８－２５９－７６６９）

葬祭費について 給付係（直通０４８－２５９－７６７０）

後期高齢者医療制度に関する手続

○ 葬祭費

後期高齢者医療制度に加入されているかたが亡くなられたとき、葬祭執行者（喪主）に葬祭費５万円が支給されます。

高齢者保険事業室または各支所・各行政センターに申請をしてください。西川口駅連絡室、蕨駅前芝連絡室、鳩ヶ谷駅連絡室では届け出できません。

手続きに必要なもの

- ・ 亡くなられたかたのマイナンバーカード、後期高齢者医療被保険者証、資格確認書のいずれか
- ・ 葬祭を行った証明となるものの原本（会葬礼状、葬祭執行者宛の葬儀の領収書など）
- ・ 葬祭執行者の口座情報がわかるもの（通帳など）

※葬祭執行者以外の口座に振込希望の場合は、委任状が必要となります。

入金方法

申請を受付した月の翌月末に、口座に振込予定。

お問い合わせ先：高齢者保険事業室 直通０４８－２５９－７６５３

介護保険に関する手続

亡くなられたかたの介護保険被保険者証を、介護保険課または各支所・各行政センター窓口で返却してください。

お問い合わせ先：介護保険課

介護サービスをご利用のかた 給付係（直通０４８－２５９－７２９６）

要介護認定申請中のかた 認定係（直通０４８－２５９－７２９４）

要介護認定をお持ちでないかた 保険係（直通０４８－２５９－７２９５）

年金に関する手続

○ 遺族年金・未支給年金請求等

亡くなられたかたが加入されていた年金の種類により、届出書、添付書類、提出先が異なりますので、浦和年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先：浦和年金事務所（お客様相談室） 電話 048-831-1638（代）

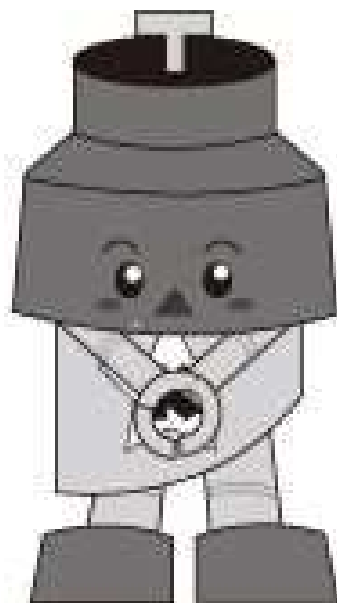
FAX 048-833-7019

※受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日はお休みです）

お問い合わせ先一覧

川口市役所電話番号：０４８－２５８－１１１０（代表）

お問い合わせ内容	担 当	電話番号
戸籍・住民異動の届出について	市民課	・ 死亡届、埋火葬許可について（戸籍係） ０４８－２５８－１２００ ・ 世帯主変更届について（記録係） ０４８－２５８－７９２３
国民健康保険について	国民健康保険課	・ 脱退、世帯主変更について（資格第１・第２係） ０４８－２５９－７６６９ ・ 葬祭費について（給付係） ０４８－２５９－７６７０
後期高齢者医療保険について	高齢者保険事業室	０４８－２５９－７６５３
介護保険について	介護保険課	・ 介護サービスをご利用のかた（給付係） ０４８－２５９－７２９６ ・ 要介護認定申請中のかた（認定係） ０４８－２５９－７２９４ ・ 要介護認定をお持ちでないかた（保険係） ０４８－２５９－７２９５
年金について	国民年金課	・ 国民年金について ０４８－２５９－７６６７
	浦和年金事務所 お客様相談室	・ 厚生年金等その他の年金について ０４８－８３１－１６３８（代）
法律相談等について	市民相談室	０４８－２５９－９０３７
福祉資金の貸付について	福祉総務課	０４８－２５９－７６４７



令和7年4月1日作成

保健総務課庶務係

048-229-3199（直通）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

（土日祝日・年末年始を除く）